

「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」(案)

前文

子どもの最善の利益は、大人だけで判断するものではなく、子どもの意見を聴き、その意見を尊重しながら考えていくべきものです。

かけがえのない大切な存在である子どもが健やかに、そして、豊かに成長できる社会を実現するためには、行政や大人が、子どもを権利を持つひとりの人間としてあらゆる場面で尊重し、その意見に耳を傾け、子どもの社会への参画を手助けしていくことが必要です。

町田市には子どもが中心となってつくった「町田市子ども憲章」があり、「子どもの市政への参画」の原点となっています。

「町田市子ども憲章」では「自主性の確立」として、「自分から」が一番大切であり、いつも楽しくなるように、自分の道は自分で切り開いていくことを表明しています。

権利の主体である子どもが、一人ひとりの違いを認められ、たとえ失敗や間違いをおかしてもやり直し、人との関わりを通して成長していくように、「子どもの権利」を守っていくことが大切です。

「子どもの権利」を守っていくためには、「町田市子ども憲章」やユニセフが推進する「子どもにやさしいまちづくり事業」などを踏まえ、「子どもの権利」の保障に向けた大人の役割を明らかにすることで、「児童の権利に関する条約」の理念を広く浸透させる必要があります。

町田市では、これまで子どもの声を聴くための様々な取組を行い、子どもの意見表明や参画の推進を図ってきました。

子どもセンターは、子どもたちが出し合った意見をもとにつくられたもので、子どもの声から「子どもの居場所」が生まれました。

子どもが子どもセンターの建設に参画したことでの大人にはない、子どもだから持てる視点を取り入れることができ、建設当初からずっと子どもだけでなく、地域にも愛される施設となっています。

「子どもの権利」を尊重し、子どもの参画を進めることで、子どもは社会のことを自分ごととして考え、社会に子どもの目線を取り入れられるという好循環が生まれます。

町田市は、参画をはじめとする「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知されて定着し、「子どもの権利」が守られて、子どもの意見が行政だけでなく、社会のあらゆる場面で尊重される「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立つ姿勢を心がけ、子どもの最善の利益のために、町田市はこの条例を制定します

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利及びその保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 町田市（以下「市」という。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めすることが適当であるとして市長が認める者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第2章 子どもの権利

(生きる権利)

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、命が尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」という。）を受けず、放置されないこと。

(育つ権利)

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。
- (2) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。
- (3) 個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分でいることができること。
- (4) 子どもが成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力等を受けたときに保護、支援及び救済を求めることができること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 子どもであることその他のいかなる理由によっても不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報を不当に利用されないこと。
- (5) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を求めることができること。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分にかかわることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考え（以下「意見等」という。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。
- (2) 自分に必要な知識及び情報を得ることができること。
- (3) 自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第7条 大人は、子どもが自由に安心して成長できるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にする豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任をもつべき存在であることを自覚し、子どもにとって最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、市に相談し、及び支援を求めることができます。

(施設関係者の責務)

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかに育つことができるようするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

- (1) 施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。
- (2) 子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。
- (3) 悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。
- (4) 子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言や支援を行うこと。

(地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、心豊かに育つことができるようするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもがありのままの自分でいることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。
- (2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 事業者としての社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、子どもの社会的自立に向けた人材育成及び社会人教育を行うこと。
- (2) 子どもと共に働く従業員が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施します。

- 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるように必要な支援を行います。

第4章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する理解を深め、関心を高めるため、必要な広報啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体と連携及び協力を図ります。

(権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、地域住民、施設関係者及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な措置を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談や救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、地域住民、施設関係者及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

(有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、地域住民、施設関係者及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

3 市、施設関係者、及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

(子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、地域住民及び施設関係者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、地域住民及び施設関係者と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

(意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

(子どもへの情報発信)

第19条 市及び大人は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」という。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもの権利を尊重した子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」という。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。